

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 三三〇
- 道路の区域を変更する件 三三〇
- 道路の供用を開始する件 三三〇
- 落札者を決定した件 三三三
- 福島県教育委員会教育長 三三三
- 一般競争入札を行う件二件 三三五
- 福島県選挙管理委員会 三三五
- 不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件 三三五
- 令和元年七月九日付け定例第十九号中 三三五

告 示

福島県告示第七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年七月十九日から同年十一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年七月十九日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヨークベニマル安積町店 福島県郡山市安積二丁目二二五番地ほか
 福島県知事 内堀雅雄

二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - （変更前）株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 善興
 - （変更後）株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - （変更前）株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 善興
 - （変更後）株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
 - 三 変更した年月日
平成二十七年三月一日
 - 四 届出年月日
令和元年七月九日
 - 五 届出をした者
株式会社ヨークベニマル
- （商業まちづくり課）

福島県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和元年七月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年七月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一二号	南会津郡南会津町大字 長野字向山三一九六番 地先から 同 郡同 町大字 長野字向山三一九六番 地先まで	変更前 変更後	A 一〇・六 B 一一・九 C 一九・二	A 九九・四 B 九九・四
		変更後	A 一〇・六	九九・四

福島県告示第百七十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和元年七月十九日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和元年七月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道船引大越小野線	田村郡小野町大字小野新町字横町 二五番地先から 同 郡 同 町 大 字 小 野 新 町 字 本 町 三八番地先まで	令和元年七月一九日

(道路計画課)

公 告

二〇・八

(道路計画課)

公告第69号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム共通基盤機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年7月19日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム共通基盤機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和元年6月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 落札金額
238,194,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年4月26日

(情報政策課)

公告第4号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立郡山商業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年7月19日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立郡山商業高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和元年10月1日から令和7年9月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。

- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年8月9日(金)午後4時まで次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号963-8862 福島県郡山市菜根五丁目6番7号
福島県立郡山商業高等学校事務室
電話024-922-0724
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和元年7月19日(金)から同年8月9日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後4時30分まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙42枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年8月9日(金)午後3時までに必着で請求すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年8月28日(水)午前10時 福島県立郡山商業高等学校会議室(福島県郡山市菜根五丁目6番7号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年8月27日(火)午後3時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 9 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal services 1set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 28 August, 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 3:00 p.m., 27 August, 2019
- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Koriyama Commercial High School, 5-6-7 Saikon, Koriyama City, Fukushima 963-8862 Japan TEL 024-922-0724

(財務課施設財産室)

公告第5号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立白河実業高等学校情報

教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年7月19日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立白河実業高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和元年10月1日から令和7年9月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年8月8日（木）午後4時まで次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号961-0822 福島県白河市瀬戸原6番地1

福島県立白河実業高等学校事務室

電話0248-24-1176

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和元年7月19日（金）から同年8月8日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時15分から午後4時45分まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙21枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年8月8日（木）午後4時までに必着で請求すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年8月28日（水）午後3時 福島県立白河実業高等学校2階会議室（福島県白河市瀬戸原6番地1）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年8月27日（火）午後4時までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal services 1set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 3:00 p.m., 28 August 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 27 August 2019
- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Shirakawa Jitsugyo High School, 6-1 Setohara, Sirakawa City, Fukushima 961-0822 Japan TEL 0248-24-1176

(財務課施設財産室)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十九号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第九條第一項、第十條第一項、第十一條第一項又は第十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。
令和元年七月十九日

福島県選挙管理委員会

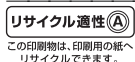
委員長 遠藤 俊博

変更前	福島赤十字病院 福島市入江町十一―三	変更後	福島赤十字病院 福島市八島町七―七	変更年月日	平成三二年一月一日
-----	-----------------------	-----	----------------------	-------	-----------

正 誤

ページ	段	行	正	誤
一一五	上	一六	福島県事務決裁規程	事務決裁規程

○令和元年七月九日付け定例第十九号中



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷